

キャンペーン期間: 2023年7月3日(月)~2024年3月29日(金)

\\ NISAのことならびしんで!! //

NISA口座

開設デビュー

応援キャンペーン



下記条件を満たしたお客様に

現金1,000円プレゼント!!

先着
1,000名
様へ

条件1

NISA口座
一般NISA
つみたてNISA
新しいNISA

新規口座開設



条件2

条件1を満たす方で、
NISA口座(一般NISA、つみたてNISA、新しいNISA)で
新たに下記の運用を開始された方

毎月金額10,000円以上で
投信自動積み立てをご契約

または

投資信託を10万円以上
一括でご契約

*お一人様1回に限ります。

キャンペーン概要、投資信託のご購入にあたっての注意事項については裏面をご覧ください。



尾西信用金庫

詳しくは窓口までお問い合わせください。



キャンペーン概要

名称	NISA口座開設デビュー応援キャンペーン
取扱期間	2023年7月3日(月)～2024年3月29日(金)
適用条件	①口座開設 「一般NISA」もしくは「つみたてNISA」の口座開設をされた方 「新しいNISA」の口座開設をされた方 ②買付申込 上記①の条件を満たす方で、NISA口座で新たに次の運用を開始された方 毎月金額10,000円以上で投信自動積み立てをご契約された方または投資信託10万円以上を一括買付ご契約された方(お一人様1回限り)
キャンペーンに関する注意事項	●キャンペーン期間中の2024年3月29日(金)までに口座開設申込手続きが完了しており、NISA口座開設が確認できたお客さまで、新たに運用を開始された方が対象となります。 ●NISA口座開設、金融機関変更によるNISA口座開設も対象となりますが、手続き完了までには一定のお時間がかかるため、お早めに必要書類をご提出ください。 ●当金庫より税務署に開設可否確認を行い、開設不可となった場合は対象外となります。 ●複数銘柄をお申込みいただいた場合、新規申込金額の合計が投信自動積み立ては10,000円以上、一括買付は10万円以上であれば対象となります。
取引対象	個人および個人事業主の方
プレゼント方法	現金プレゼントは基準日を毎月月末として適用条件に該当するかを確認し、該当する場合に翌々月中旬頃に投資信託のご利用口座にご入金いたします。 ただし、入金させていただく時点で、該当口座が解約されている場合は対象外となります。
投資信託に関する注意事項	●投資信託は預金、保険契約ではありません。 ●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。 ●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。 ●投資信託は元本や利回りの保証はありません。 ●投資信託のお取引に関しては、クーリングオフの対象にはなりません。 ●投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券などの発行者の信用状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。 ●投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。 ●投資信託のご購入には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大2.75%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただけます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.50%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.65%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。 ●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定、運用は各運用会社が行います。 ●投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。 ●投資信託のお取引にあたっては、総合的判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。 ●投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。 ●投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。 ●当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお近くの店舗または総合企画部(9時～17時30分、電話:0120-102-305)にお申出ください。 【紛争解決措置】 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申出ください。